

※詳しくは圖にお問い合せください。

障がい者・高齢者 福祉特別乗車券交付申請を受け付けています

圖福祉課福祉係・総務係
☎ 63-1406

福 祉特別乗車券を使うと産交バスの市内全区間で運賃が安くなります。荒尾市民でなくなった場合は、乗車証の返還が必要です。

【障がい者の場合】

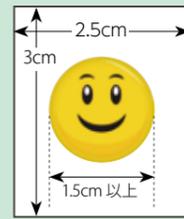
- 対象者
 - ・身体障害者手帳1・2級を持つ人
 - ・療育手帳A1・A2を持つ人
 - ・精神障害者保健福祉手帳1・2級を持つ人
 - ・特別児童扶養手当の対象になる児童
 - ・市内の障がい福祉サービス事業所に通う人（就労継続支援A型事業所を除く）
- 運賃 無料
- 申請に必要なもの
 - ①写真（右の規格のもの）
 - ②各種手帳、特別児童扶養手当証書など
- 有効期限 発行から5年間
- 受付場所 福祉課福祉係

【高齢者の場合】

- 対象者 70歳以上の人
- 運賃 100円/1回
- 申請に必要なもの
 - ①写真（右の規格のもの）
 - ②健康保険証、免許証など年齢を証明するもの
- 有効期限 無期限
- 受付場所 福祉課総務係



【写真の規格（原寸図）】



6カ月以内に撮影した証明写真かスナップ写真で、帽子をかぶっていない正面向きのもの。

寄附累計額が1千万円を超えました！ 荒尾市ふるさと応援寄附金のPRにご協力ください

圖政策企画課企画統計係
☎ 63-1274

「生 まれ育ったふるさとを応援したい、自分と関わりが深い地域に貢献したい」という人が、その自治体に寄附した場合、個人住民税・所得税が一定額まで控除される「ふるさと納税制度」。平成20年に創設されてから、これまでに1,261万円（141件）の寄附をいただきました。

荒尾市では、お寄せいただいた寄附金を「荒尾市ふるさと応援寄附金」として、本市の活性化のため、寄附者が指定した事業に活用しています。

市外の家族や知り合いが帰省されたときは、荒尾市ふるさと応援寄附金のPRにご協力ください。

●寄附金控除額

寄附金の2千円を超える部分は、居住地の住民税（所得割）のおおむね2割を限度に、原則として、所得税と翌年度に課税される住民税から税額控除されます。

●申込方法

申込書は電話で政策企画課へ請求するか、市ホームページからお取り寄せください。※市ホームページから直接申し込みもできます。

●寄附の状況（平成27年6月末現在）

事業の種類	件数	金額
1. 歴史・文化等振興事業	19件	47万4千円
2. 地域の元気づくり事業	8件	28万円
3. 子育て等支援事業	19件	50万8千円
4. 生きがい・医療・福祉等支援事業	21件	170万6,500円
5. 自然・環境保全事業	9件	17万5,500円
6. 市長におまかせ	65件	947万3,511円
合計	141件	1,261万7,511円



1 万田坑に設置した総合案内板 2 荒尾干潟の生態を観察できる双眼鏡 3 マジヤク釣りに使う筆
◆1～3のような事業に寄附金を活用しています

児童扶養手当 現況届をご提出ください

圖子育て支援課給付相談係
☎ 63-1417

児 童扶養手当を受給している人（支給停止になっている人も含む）は、平成27年度現況届を提出してください。提出されないと、8月以降の手当を受給できなくなります。

- 受付期間 8月10日（月）～21日（金）
- 受付場所 子育て支援課
- 必要なもの 児童扶養手当現況届、健康保険証（受給者と児童のもの）の写し、印鑑（朱肉を使うもの）、児童扶養手当証書、その他現況届に必要な書類

【児童扶養手当を受給できる人】

次のどれかの条件に当てはまり、児童を監護している父か母や、父か母に代わってその児童を養育している人（児童を監護し、同居して生計を維持している人）。なお、児童に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。どの場合も国籍は問いません。

- ①父母が離婚した後、父か母と生計が異なる児童
 - ②父か母が死亡した児童
 - ③父か母に重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）がある児童
 - ④父か母の生死が明らかでない児童
 - ⑤父か母から引き続き1年以上遺棄されている児童
 - ⑥父か母が法令で引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ⑦父か母が配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に関する法律第十条第一項の規定による命令を受けた児童
 - ⑧母が婚姻せずに懐胎した児童
 - ⑨母の児童を懐胎したときの事情が不明な児童
- ※公的年金の受給ができる人は、上記に当てはまっても受給できない場合があります。

●手当の月額（平成27年4月1日現在）

区分	全部支給される者	一部支給される者
児童1人のとき	42,000円	41,990～9,910円
児童2人のとき	47,000円	46,990～14,910円
児童3人以上のとき	一人当たり加算額 3,000円	

ひとり親家庭等医療費

助成受給資格を確認します

「ひとり親家庭等医療費助成受給資格」を持っている人は、児童扶養手当の現況届と同時に受給資格を確認します。

- 受付期間 8月10日（月）～21日（金）
- 受付場所 子育て支援課
- 必要なもの ひとり親家庭等医療費助成受給資格者証、健康保険証（受給者と児童のもの）の写し、印鑑（朱肉を使うもの）

夏は水の使用量が増加します 節水を心掛け、大切な水を守りましょう

圖企業局総務課
☎ 64-3350

熊 本県民一人当たり、1日で322ℓの水を使っています。九州全体での水の使用量は平均316ℓなので、熊本県民は6ℓ多く水を使っていることとなります。つい、水のありがたさを忘れがちになってしまいますが、近年、地下水の水位低下や湧き水の減少など、将来の水の利用が危ぶまれています。これからも水の恩恵を受け続けるためには、水の恵みに感謝し、大切に使うことが必要です。国では8月1日を「水の日」とし、節水の呼び掛けを行っています。できることから実践して、一人1日マイナス6ℓの節水に取り組みましょう。



【歯磨きにはコップを使う】

水を1分間流しっぱなしで歯を磨くと、6ℓの水を使いますが、コップを使えば1杯0.2ℓで済みます。

【シャワーは小まめに止める】

シャワーを1分間流しっぱなしにすると、12ℓの水が流れます。シャワーを3分間止めれば、36ℓの水の節約に。

【食器は貯め洗いを】

勢いよく水を流すと1分間に12ℓの水が流れます。流し洗いでは1日で120ℓの水を使いますが、ため洗いでは37ℓで済みます。